

# 「市民公益活動団体情報」作成要領

## 1. 「市民公益活動団体情報」とは

豊中市(以下「市」という。)が、市内の市民公益活動に関する情報を、冊子及び市ホームページで閲覧できるように作成した情報ファイル。

冊子…コミュニティ政策課と市民活動情報サロンに設置。

市ホームページアドレス <http://www.city.toyonaka.osaka.jp/>

市民公益活動…自発的及び自主的に行われる市民その他不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする活動。ただし、営利、宗教布教、政治活動のいずれかに該当するものを除く。(豊中市市民公益活動推進条例第2条第1号)

## 2. 作成目的

豊中市市民公益活動推進条例(平成15年豊中市条例第56号。以下「条例」という。)第3条の基本理念に基づき、市民公益活動が推進される環境整備の一環として、次の目的で作成する。

- ①市内で活動する市民公益活動団体に対し、情報発信の機会を広く提供する。
- ②市民公益活動に関心がある人に対し、市内で活動する市民公益活動団体の情報を簡易に収集できる機会を提供する。
- ③「市民公益活動団体情報」に掲載した団体(以下「掲載団体」という。)に対し、市から市民公益活動推進に関する情報を提供する。

市が掲載団体の公益性・専門性等を保証するものではない。

例えば、団体の紹介資料等に「市から公益性を保証された団体です」「市民公益活動団体として市から認定された団体です」などと記載することはできない。

## 3. 「市民公益活動団体情報」に掲載する情報

市民公益活動団体から掲載申込書(様式1)により申込みがあり、市が承認した内容

## 4. 掲載期間

掲載日から、8の(1)に定める定期更新の日まで(継続掲載可)

## 5. 掲載の要件

(1)次の要件をすべて満たす団体であること。

- ①市民公益活動を主目的とすること。

「市民公益活動」とは、条例第2条第1号に定めるものをいう。

※豊中市市民公益活動推進条例第2条第1号

(1)「市民公益活動」 自発的及び自主的に行われる市民その他不特定かつ多数のものの利益の推進に寄与することを目的とする活動をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

ア 営利を目的とするもの

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

②行政が当該団体の事務局に参加していないこと。

③市内に事務所があること、又は市外に事務所があっても、市内で市民公益活動を行っているか、これから市内で市民公益活動を行おうとしていること。

④「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」の規定による処分を受けている団体又はその構成員の統制下にないこと。

⑤当該団体の活動の目的又は内容が、専ら市政運営、市の施策、訴訟における市の主張等を支持し、又はこれらに反対するものではないこと。

(2)(1)の規定にかかわらず、市長は特に必要があると認めるときは、掲載しないことができる。

## 6. 掲載申込みの受付

掲載申込みの受付は、コミュニティ政策課又は市民活動情報サロンにおいて行う。

### <必要書類>

「市民公益活動団体情報」①～③は必須

①掲載申込書 【様式1「市民公益活動団体情報」掲載申込書】

②定款又は会則等

※必要な記載事項：目的、名称、活動内容、事務所又は活動の拠点の場所、役員・会員に関する事項、会計に関する事項、運営に関する事項

③役員名簿

※必要な記載事項：役職名、名前、住所（市区町村名まで）

④日ごろの活動内容がわかるもの（会報、総会の議案書、新聞記事、活動の写真など）

## 7. 掲載の承認

市は、申込書類に基づいて当該団体が掲載要件を満たしているかを審査し、掲載を承認するかどうかを決定する。審査結果は書面で通知する。

【様式4-1・4-2】

## 8. 掲載情報の更新

### (1) 定期更新

市は、年1回、掲載内容の更新を行う。

(更新の手順)

市から掲載団体に対し、更新手続きの案内とその時点の掲載情報を送付し、掲載団体が朱書き訂正して返送するものとする。

### (2) 随時の更新

①掲載団体は、掲載内容の変更を希望するときは、速やかに「様式2」により、市に申し込むものとする。

市は、その日からおおむね2週間以内に審査し、変更を承認するかどうかを書面で通知する。

**【様式2 「市民公益活動団体情報」変更申込書】【様式5-1・5-2 豊中市市民公益活動団体情報の内容変更について】**

②掲載団体は、掲載した情報を削除する場合は、「様式3」により、市に依頼するものとする。

**【様式3 「市民公益活動団体情報」削除依頼書】**

## 9. 掲載情報の削除

次のいずれかに該当する場合、市は、当該掲載団体の掲載情報を削除する。

①掲載団体から、8の(2)②により、削除依頼書(様式3)が提出された場合

②8の(1)に定める定期更新の作業期間に、掲載団体から返送がない場合

③掲載団体が、5の(1)の要件を満たしていないと認める場合

④掲載団体が、「市民公益活動団体情報」に掲載されたことを、2に定める目的とは異なる目的に利用したことが明らかな場合

⑤申込書類に虚偽の記載があった場合

⑥①～⑤のほか、市長が特に必要があると認める場合

## 10. 掲載団体による市民活動情報サロンの利用

掲載団体は、市民活動情報サロンを下記のとおり利用することができる。

希望する掲載団体は申込みを行い、それぞれの利用条件に沿って活動するものとする。

交流スペース	・市民公益活動に関する打合せや作業等のためのスペースの利用 ・事務用品の利用 ＜申込み＞随時
ミーティングスペース	・少人数での打ち合せ等ができるスペースの利用 ＜申込み＞随時(2か月前から利用予約を受付)
シェアデスク	・事務作業ができるスペースの利用 ・パソコン、プリンタの使用 ＜申込み＞随時(1か月前から利用予約を受付)
メールボックス(連絡箱)及びロッカー	・市民活動情報サロンに設置されたメールボックス及びロッカーの利用 ＜申込み＞年1回公募(メールボックス48団体・ロッカー12団体・他の公共施設に団体ロッカーを持たない団体を優先)

ショーウインドー展示	・市民活動情報サロンのショーウインドーでの情報発信 ＜申込み＞年2回公募(利用回数が少ない団体を優先)
市民活動サポート事業	・団体の自律的発展を支援するため、団体活動のPRの場として市民活動情報サロンを利用 (月1回、最大連続6か月間) ＜申込み＞①年2回公募(利用回数が少ない団体を優先) ②随時

## 11. 実施

この要領は、平成23年(2011年)2月1日から実施する。

- ・平成23年(2011年)4月1日一部改正
- ・平成24年(2012年)1月1日一部改正
- ・平成26年(2014年)4月1日一部改正
- ・平成27年(2015年)1月1日一部改正
- ・平成27年(2015年)4月1日一部改正
- ・平成28年(2016年)4月1日一部改正
- ・平成29年(2017年)10月1日一部改正
- ・平成31年(2019年)4月1日一部改正
- ・令和元年(2019年)7月1日一部改正